

平成 30 年度自治体 P P P / P F I 推進センター支援業務 企 画 募 集 要 領

1 実施趣旨

一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)では、地方自治体における P F I 事業の円滑な推進に資することを目的に、P F I 事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報交換の場等として、平成 14 年度に「自治体 P P P / P F I 推進センター」(以下「推進センター」という。)の前身である「自治体 P F I 推進センター」を設立している(平成 28 年度に改称)。

平成 29 年度からは、P P P 手法の 1 つである「指定管理者制度」及び「外部委託・包括民間委託等」について調査研究を行ってきた「公民連携実務研究会」を推進センターに内含し、「P P P / P F I 推進部会」と「公民連携実務研究部会」を設置している。

また、各部会での調査研究結果を、自治体 P P P / P F I 推進センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に報告するとともに、全国の自治体に対し公表することとしている。

ついでには、推進センターに関する業務を支援し、係る報告書を作成することができる、P P P / P F I に関する調査研究業務に実績のある事業者を募集する。

<参考>自治体 P P P / P F I 推進センターの活動内容

自治事務次官通知 (H12.3.29) 抜粋

・・・(財)地域総合整備財団において、PFI アドバイザーの派遣、PFI 研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので適宜活用を図ること。さらに、同財団において自治体 PFI 推進センターが設置されているので、地方公共団体の意見交換及び情報の共有の場としてあわせて活用を図ること。

2 業務の内容

- (1) 業務名 平成 30 年度自治体 P P P / P F I 推進センター支援業務
- (2) 委託期間 契約締結の日の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで
- (3) 業務目的

国では、経済財政運営と改革の基本方針 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)、未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)、P P P / P F I 推進アクションプラン (平成 29 年改訂版) (平成 29 年 6 月 9 日民間資金等活用事業推進会議決定) 等を踏まえ、官民連携事業の推進を行っているところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)では、公的サービス改革に係る先進・優良事例の全国展開を支援することについて言及されている。

本業務は、このような背景を踏まえ、地域の課題解決や活性化に寄与するために、P P P / P F I だけでなく多様な官民連携のあり方に係る情報を広く収集し、その内容を全国に発信することを目的とする。

(4) 業務内容

1) 「平成 30 年度自治体 P P P / P F I 推進センター運営委員会」の開催・運営支援

「平成 30 年度自治体 P P P / P F I 推進センター運営委員会」の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、運営委員会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、運営委員会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、運営委員会は 1 回開催する予定である。

【委員会開催イメージ】

5 月頃 前年度の調査研究結果の報告及び今年度の推進センターの運営方針について

2) 「P P P / P F I 推進部会」に係る調査研究の実施と開催・運営支援

①調査研究の実施

テーマ「P F I 事業に係る事業期間を通じた自治体の関与のあり方について」

【研究の背景と目的】

平成 28 年の P P P / P F I 推進アクションプラン（民間資金等活用事業推進会議、平成 29 年改定）に基づき、実効性のある優先的検討、地域プラットフォームを通じた案件形成、公的不動産における官民連携等の推進、また、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間で 21 兆円の事業規模を目標とするなど、国として、さらなる P P P / P F I 事業の案件形成に向け取組みを行っているところである。

P F I 事業は事業期間が長期に及ぶものであることから、その間に社会情勢の変容や法制度の改正といった事業を取り巻く環境が変化することが考えられ、その場合、民間事業者のみならず、自治体側においてもこれらの変化への対応を求められることも多い。

かかる中、平成 11 年の P F I 法の施行から 18 年が経過し、平成 28 年度末時点で 600 件を上回る事業が実施されている。供用開始してから一定期間経過する事業も多数存在しており、P F I 事業の期間中における、このような外的要因への対応方法について検証可能な事例は少なくない。しかしながら、案件形成に至るまでに必要な手続きに関するものなどと比べ、事業期間中における対応方法については、公表されている情報が少なく、実態を把握しづらくなっている。

このような背景から、平成 30 年度の P P P / P F I 推進部会における調査研究では、P F I 事業の事業期間中を通じた自治体の関与のあり方について整理を行い、今後、P F I 事業の実施を検討する自治体の懸念を解消する一助となり、P F I の導入を一層、促進することを目的とする。

【調査・整理のイメージ】

○調査対象事例の抽出

外的要因（社会情勢の変容や法制度の改正等）への対応やP F Iの導入効果の検証を行っている事業から、調査対象事例を抽出（事例の抽出に当たっては、文献だけによらずアンケート調査も実施し、その回答内容も利用する）

○ヒアリング調査の実施

抽出事例について、自治体にヒアリングを実施

〔 事業の概要（背景、民間活力導入目的、P F I導入効果）
モニタリングの体制、方法
外的要因の内容とそれへの対応 等 〕

○ポイントの整理

P F I事業に係る事業期間を通じた自治体の関与のあり方について整理

②PPP/P F I推進部会の開催・運営支援

PPP/P F I推進部会の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、当推進部会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、当推進部会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、当推進部会は3回開催する予定である。

【PPP/P F I推進部会開催イメージ】

第1回（6月頃） 今年度の調査研究テーマについて

第2回（10月頃） 調査研究の中間報告について

第3回（2月頃） 調査研究結果のとりまとめについて

3)「公民連携実務研究部会」に係る調査研究の実施と開催・運営支援

①調査研究の実施

テーマ「社会的・地域的課題の解決に向けた公民連携の取組み」

【研究の背景と目的】

地方自治体と民間事業者の連携のあり方について、平成29年度は、公益に資する民間ビジネスの参入・拡大に向けた行政の関与について調査を行った。

少子高齢化や人口減少が進む中で、社会的・地域的ニーズも多様化してきており、課題はますます山積している。これに対応する自治体においては、限られた財源と人材を駆使しつつ、民間事業者のアイデアやノウハウを積極的に取り入れた公民連携の取組みが求められているが、民間にとってのビジネスチャンスに乏しい地方部では、その取組みがなかなか進んでいないのが現状である。

一方、民間事業者においては、利益追求のみを最優先させるのではなく、環境や社会に対する責任を果たすことも重視されてきており、最近ではESGという考え方に基づいた民間事業者の取組みも多くみられるようになっている（ESG：環境=Environment、

社会=Social、ガバナンス=Governance)。都市部の民間事業者においては、地方部の自治体と連携し、自治体が抱える課題の解決に取り組んでいる例もある。

このような背景から、平成 30 年度の公民連携実務研究会の調査研究では、都市部の民間事業者と地方自治体との連携に着目し、社会的・地域的課題の解決に向けた公民連携の取組みについて調査を行い、連携のポイントについて整理する。

【調査・整理のイメージ】

○事例の調査

- ・民間事業者の専門性やネットワーク等を活かして社会的・地域的課題を解決する公民連携の取組み（プロボノ、包括連携協定等）を収集し、調査対象を選定

○ヒアリング調査の実施

- ・選定事例について、民間事業者及び自治体等にヒアリングを実施（背景・経緯、事業概要、事業によるメリット・課題 等）

○ポイントの整理

- ・公民連携の観点から社会的・地域的課題を解決する民間事業者の取組みのポイントを整理

②公民連携実務研究会の開催・運営支援

公民連携実務研究会の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、当研究会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、当研究会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、同研究会は3回開催する予定である。

【公民連携実務研究会開催イメージ】

- 第1回（ 6月頃） 今年度の調査研究テーマについて
- 第2回（11月頃） 調査研究の中間報告について
- 第3回（ 2月頃） 調査研究結果のとりまとめについて

4) 「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」の運営支援

「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」の「ニュース」及び「PFI情報」の更新を行う。

また、PFIハンドブックの更新を行い、市町村が「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」で閲覧し活用できるようなコンテンツを作成する。

5) 「PFI相談窓口」の運営支援

「PFI相談窓口」に寄せられた相談に対し、相談内容の整理を行うとともに、財団が求めた場合は回答案を作成する。

6) 「成果報告書」の取りまとめ

両部会での調査研究結果を整理した「PFI 事業に係る事業期間を通じた自治体の関与のあり方について 報告書」及び「社会的・地域的課題の解決に向けた公民連携の取組み 報告書」(以下「成果報告書」という。)を作成する。

(それぞれの部会で実施した調査研究の内容、課題、論点、まとめの整理など)

【留意事項】

- 委員の人数については、以下のとおりを想定している。
 - ・自治体 P P P / P F I 推進センター運営委員会委員 14 名程度
 - ・ P P P / P F I 推進部会 10 名程度
 - ・公民連携実務研究部会 10 名程度 合計 34 名程度
- 推進センター運営委員会及び両部会は、原則、財団会議室にて開催する。
- 5)「P F I 相談窓口」に寄せられた相談のうち、P P P / P F I を活用した事業等専門的な内容の場合に回答案の作成を行う(年間 10 回程度を想定)。
- 「成果報告書」の印刷部数は部会ごとに 70 部(A4 判、単色(一部カラー)刷製本)とし、上記内容を記録した電子データを提出すること。

3 提案限度価格

15,560,000 円(税込)

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県のいずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁(国の全ての機関)から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

平成 30 年 3 月 26 日(月)～平成 30 年 4 月 6 日(金) ※当日必着
持参の場合は、午後 5 時必着

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出すること。

- 1) 業務実績一覧

- 2) 担当者経験一覧
 - 3) 会社概要（会社パンフレット代用可）
 - 4) 企画提案書（様式自由）
 - 5) 業務従事者動員計画（様式自由）
 - 6) 見積書（様式自由、算出根拠を記載すること）
- (3) 応募方法
持参又は簡易書留で郵送すること。（電子メール、ファックスは不可）
- (4) 提出先及び問い合わせ先
一般財団法人地域総合整備財団 開発振興部開発振興課 森川、赤松
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1 麹町クリスタルシティ東館 12 階
Tel: 03-3263-5758
E-mail: kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

6 選考方法

- (1) 選考
財団開発振興部開発振興課で選考を行う。
- (2) 選考基準
以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。
（カッコ内は得点の配分）
 - 1) 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。（計 30 点）
企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。
 - ①当該事業の目的を適切に把握しており、各部会における調査研究テーマに対する問題意識が当該事業と合致する。（10 点）
 - ②「運営委員会」「各部会」の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。（10 点）
 - ③作業内容とスケジュールが適切である。（10 点）
 - 2) 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。（計 30 点）
過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか、また、開発振興部開発振興課との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。
 - ①担当者が各部会の調査研究テーマに関する十分な専門性を有している。（10 点）
 - ②担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。（10 点）
 - ③業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。（10 点）
 - 3) 見積価格が適正であること。（30 点）
見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点（30 点）とし、2 位以下の者の得点は 1 位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第 1 位までを求める。

見積価格の得点=30点×(提案者のうち最低価格/当該者の見積価格)

4) その他特に優れた点があること。(10点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

1) 時期

平成30年4月中旬

2) 方法

応募者全員に文書で通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却しない。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

一般財団法人地域総合整備財団